

報道関係 各位

平成30年3月2日発表

【照会先】

雇用環境・均等部 企画課

課長 河野 智章

課長補佐 西原 弘史

電話：092（411）4763

福岡県内の大学生等のアルバイトの実態がアンケート調査で明らかに！！ ～ 労働局は大学等で「労働法講座」を開催しています ～

福岡労働局では、これから社会に出て働くことになる大学生、専門学校生等（以下「大学生等」という。）を対象として、「知って役立つ労働法講座」（出張講座）を開催しています。

この講座の受講者アンケートの結果から、アルバイトの経験がある大学生等の労働関係法令に関する知識が不足していること、アルバイトで労働基準法等の違反が疑われるような経験がある者が相当数いること等、大学生等のアルバイトの実態が明らかになりました。

労働局では、今後も、大学等からの要望に基づき、労働局幹部職員を派遣して出張講座を実施し、労働法令の基礎知識について大学生等の理解の促進を図り、関係法令の知識不足による問題事案の発生を未然に防ぐとともに、大学生等の職業意識の醸成に積極的に取り組んでいきます。

【大学生等のアルバイトの実態】（労働法講座の受講者アンケートのうち、アルバイト経験者に係る集計結果から抜粋）

《労働関係法令の知識について》

- 回答のあった者の半数以上が知っている労働関係法令は、「労働基準法」、「最低賃金法」、「男女雇用機会均等法」の3つであった。【問3】

《アルバイト中の経験について》

- アルバイトをする際の労働条件の通知について、「働く前に書面を渡された」者が35.9%で最も多い一方、「働く前に具体的な説明はなかった」者が20.6%と2割を超えている。【問5】
- アルバイト中、何らかの不利益な経験（問6の選択肢）を受けた者は46.7%に上り、その内容は、「一方的なシフトの変更・シフトの削減」（アルバイト経験者のうち13.7%、何らかの不利益な経験があった者のうち29.4%。以下同じ。）、「休憩時間がない」（11.7%、25.0%）、「準備や片付けの時間に賃金が支払われなかった」（9.7%、20.8%）の順で多かった。これらは、労働基準法等の違反が疑われるものである。【問6】
- アルバイトで困ったときの相談先としては、「知人・友人」（36.2%）、「家族」（26.0%）で6割以上となっているが、「アルバイトを辞めた」（9.5%）、「何もしなかった」（7.5%）という泣き寝入り状態の者もいた。【問7】

【労働法講座の内容】

まんが「知って役立つ労働法」や労働法クイズなどを活用しながら、若者の興味・関心をひく内容としています。

【平成29年度の労働法講座の実施状況】（～平成29年12月）

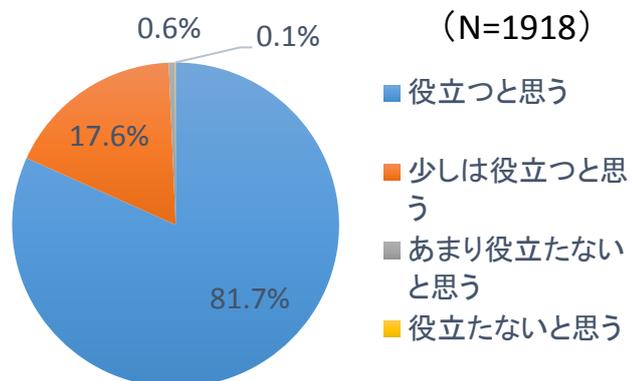
実施校数：16校、実施講義数：20回

【受講者からのアンケート結果】

(アンケート回答者数:1,918人)

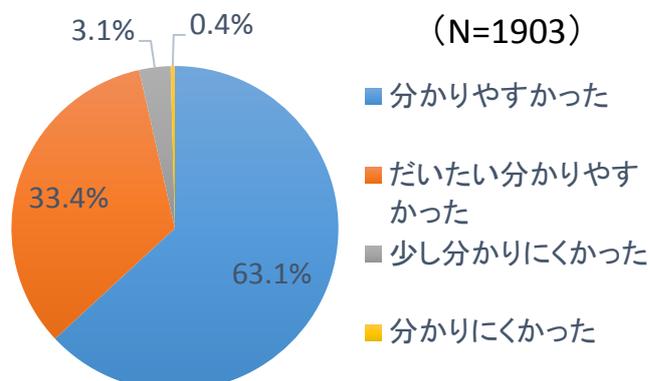
問1 内容は役立つと思えましたか

「役立つと思う」と感じた受講者が8割を超えており、受講者のほとんどが役立つと感じている。



問2 話は分かりやすかったですか

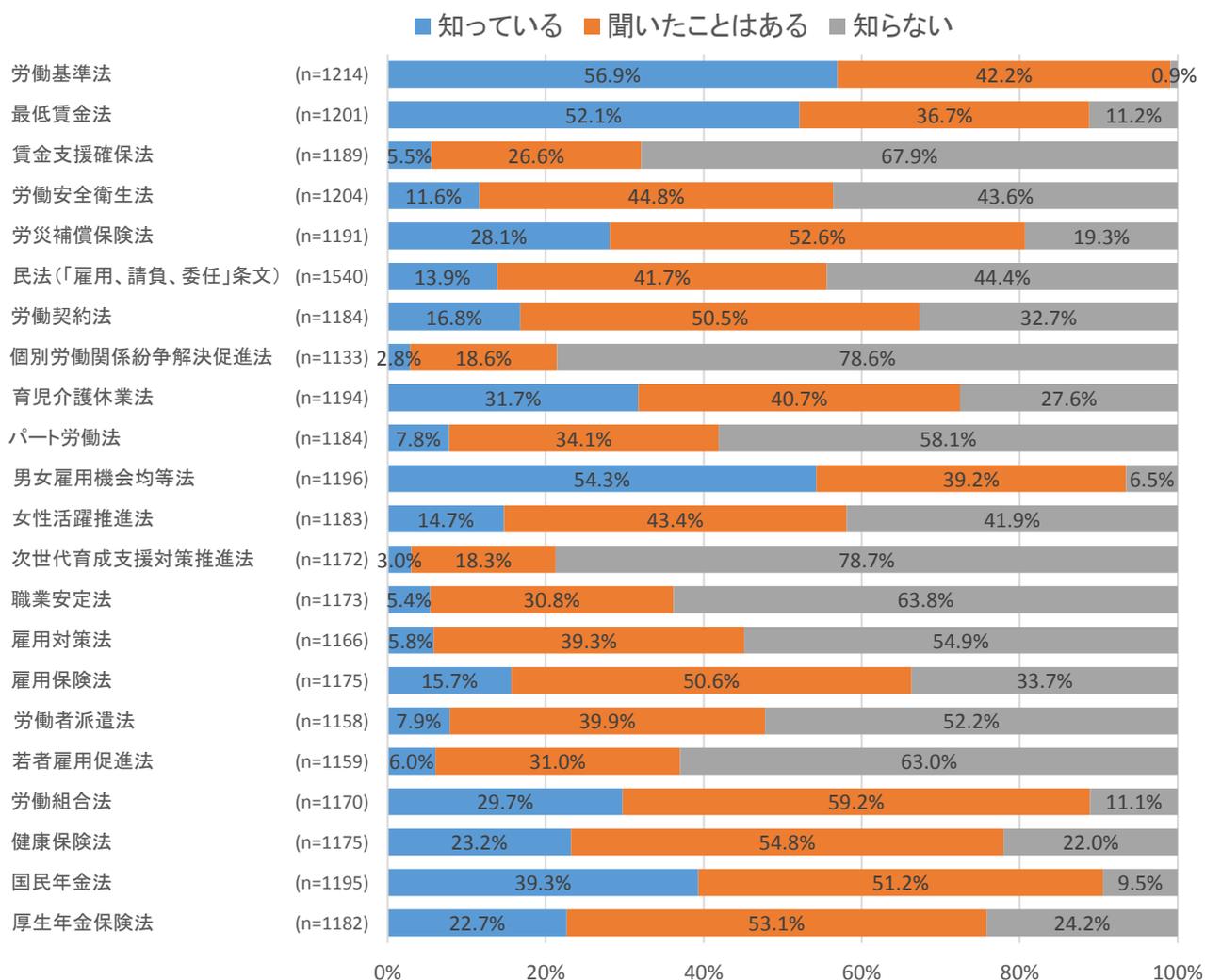
「分かりやすかった」と感じた受講者が6割以上、「だいたい分かりやすかった」と感じた受講者が3割以上となっている。



【以下、アルバイトの経験がある受講者(1,728名)の回答】

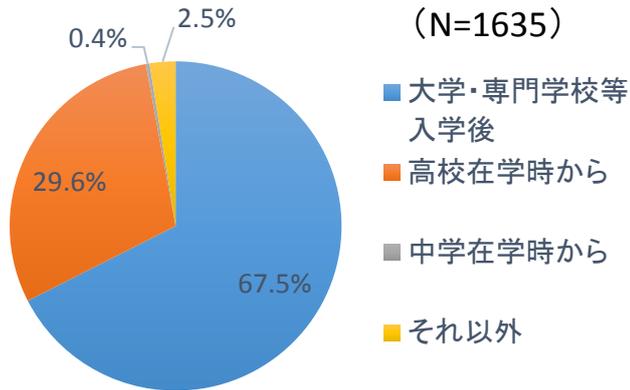
問3 次の労働関係法令について知っていますか。

労働関係法令のうち、「知っている」が5割を超えている法律は、労働基準法、最低賃金法、男女雇用機会均等法の3つのみである。



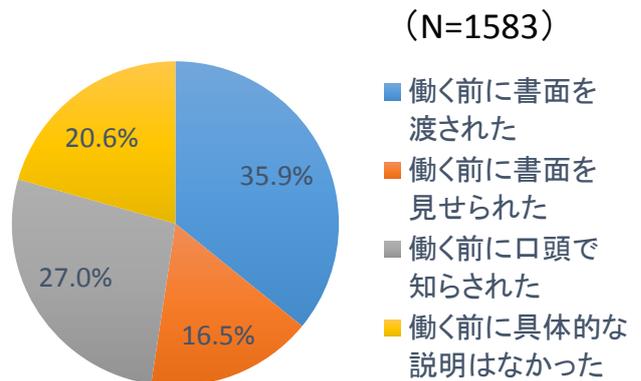
問4 最初にアルバイトを始めたのはいつですか

「大学・専門学校等入学後」が約7割と最も高く、「高校在学時から」が約3割となっている。



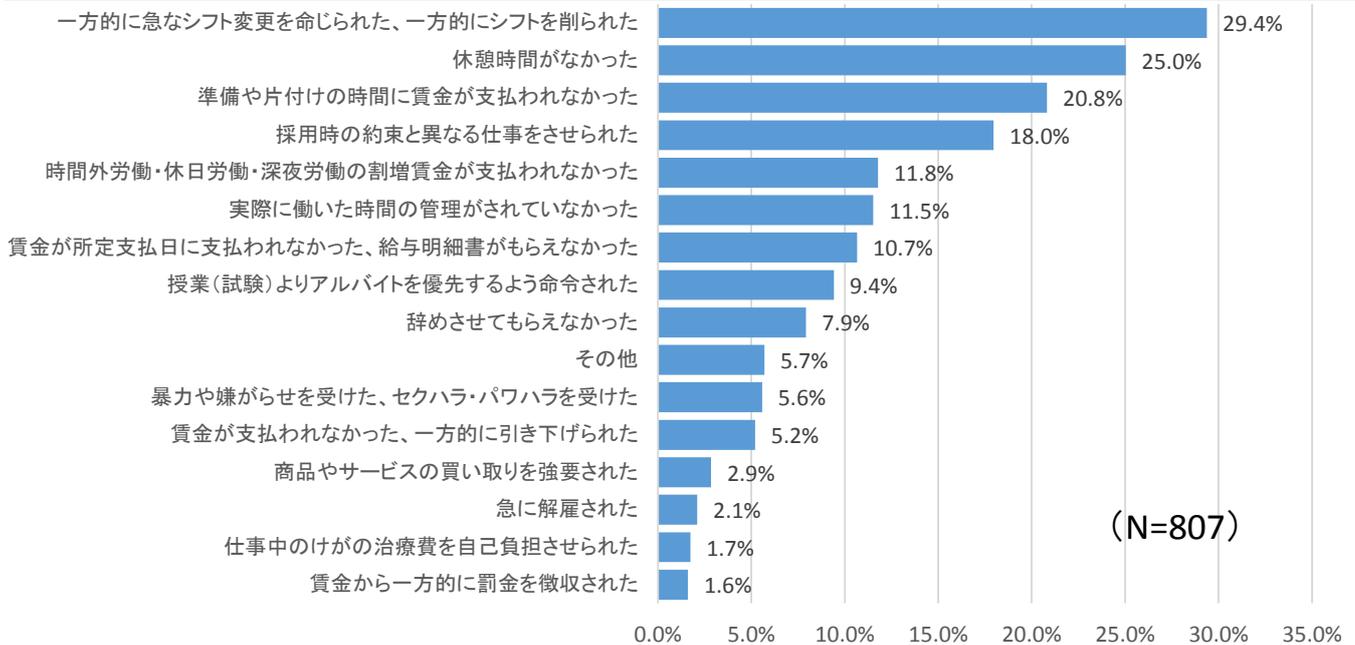
問5 アルバイトをする際、労働条件はどのように知りましたか

「働く前に書面を渡された」が最も高い一方、「働く前に具体的な説明はなかった」が2割を超えている。



問6 アルバイト中に次の経験はありますか (複数回答可)

「一方的なシフトの変更・シフトの削減」が最も多く、次いで「休憩時間がなかった」が多かった。



問7 アルバイトで困ったとき、誰に相談しましたか

「知人・友人に相談した」、「家族に相談した」を合計すると、全体の6割を超えている。

